

特集

6次産業化の現状と今後の展望

●The Current Policy of AFFinnovation, and the Future Views

6次産業化施策の現状と展開方向について

農林水産省食料産業局産業連携課課長補佐 吉岡 崇治

はじめに

我が国の農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化等の厳しい状況に直面し、農山漁村の活力は低下している。

一方で、農山漁村は、農林水産物を始めバイオマス、土地、水など様々な地域資源を豊富に有しており、これらの地

域資源は、今後の経済成長へ向けた我が国最大の強みの一つでもある。

このため、農林水産省では、1次産業の農林漁業者と2次・3次産業の事業者が連携し、1次産業が産み出したこれら地域資源の価値を2次・3次産業を通して付加価値をつけながら、消費者に届ける「6次産業化」の取組を推進することにより、農林漁業者の所得の確保と

農山漁村における雇用機会の創出を図っているところである(図1及び図2)。

6次産業化施策の現状と展開方向

(1) 六次産業化・地産地消法

6次産業化を推進するため、平成22年12月3日には「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号：以下「六次産業化・地産地消法」という)が成立した。

この法律の中核となるのが、6次産業化に取り組む農林漁業者等が策定する「総合化事業計画」である。具体的には、農林漁業者が、これまでの農林水産物の生産だけでなく、新たに、自ら生産した農林水産物等を原料とした加工や農林水産物等を直売所で直接販売するなどの新たな販売方式の導入等を盛り込んだ計画を作成し、その内容が適当であるならば、農林水産大臣が認定するものである。同年5月の第1回認定から現在までで1,681件(平成25年10月31日現在)の計画が認定されている(図3)。

また、農林水産省では、農林漁業者による計画の策定とその実施を支援するため、各都道府県ごとに選定・登録された経営、販売、加工技術などの専門家である「6次産業化プランナー」等が対応する相談窓口等のサポート体制を構築している。さらに、6次産業化に取り組む農林漁業者が、地域の農林水産物を利用した新商品開発、各種商談会への参加等による販路開拓、加工・販売に必要な施設の整備等を行っているところである(図4-1及び図4-2)。

これまで、加工・販売に取り組んだ経

図1 農山漁村の6次産業化の考え方

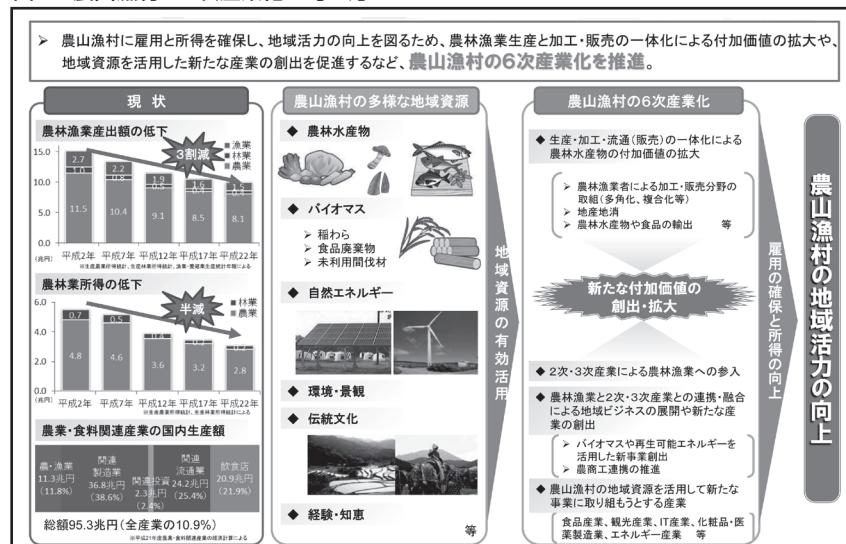


図2 6次産業化の展開

